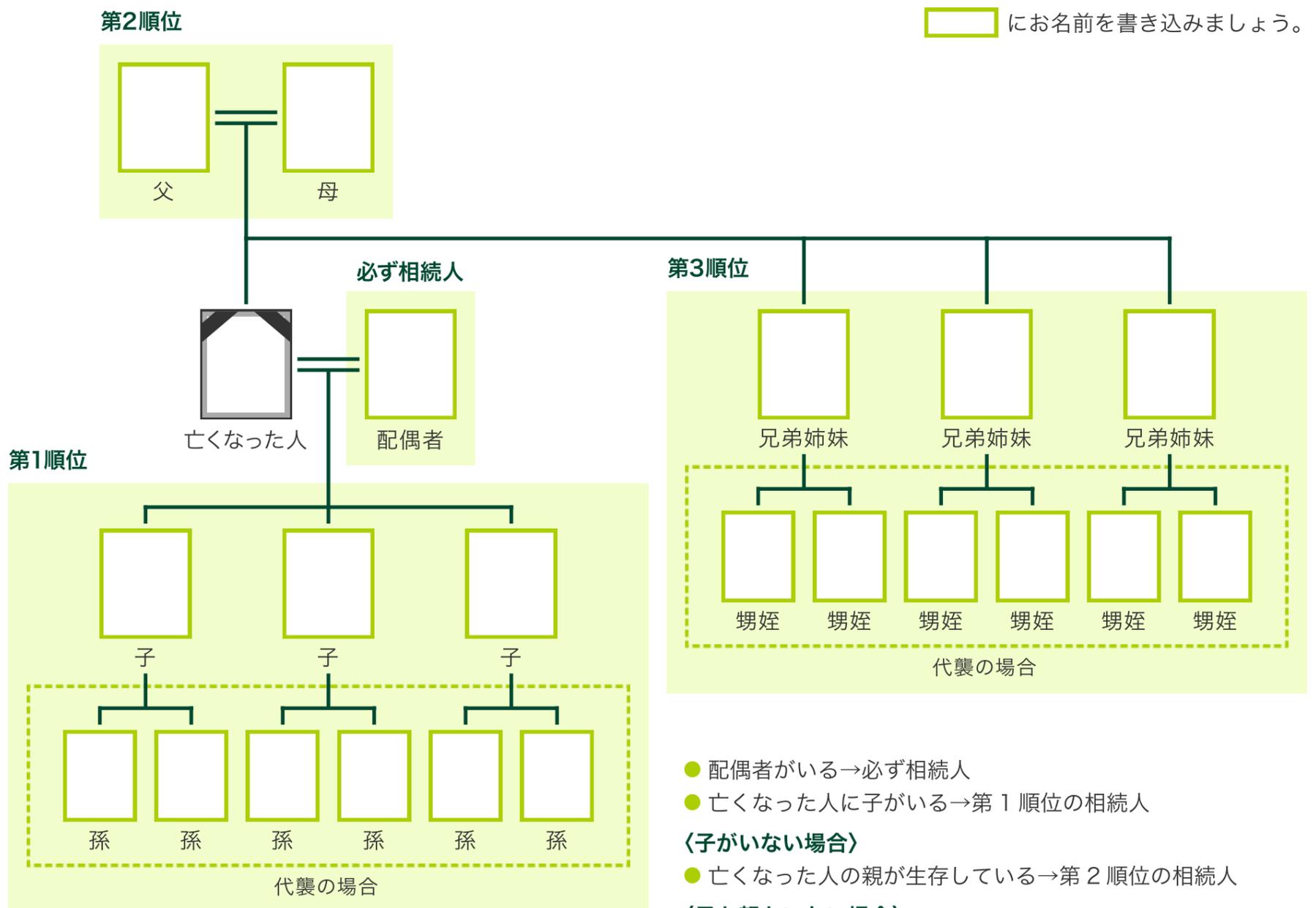


# 法定相続人の範囲

実際のケースを確認してみましょう



- 配偶者がいる→必ず相続人
  - 亡くなった人に子がいる→第1順位の相続人
- 〈子がいない場合〉
- 亡くなった人の親が生存している→第2順位の相続人
- 〈子ども親もない場合〉
- 亡くなった人に兄弟姉妹がいる→第3順位の相続人
- 〈子ども親も兄弟姉妹もない場合〉
- 血族に相続人はいない